

平成20年度市民税・県民税の税制改正

○住宅ローン減税(住宅借入金等特別控除額)の調整

所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方は、控除しきれなかった分は住民税(所得割)から控除されます。

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。

*平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。

*平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、平成20年3月17日までに、市役所税務課又は税務署へ「市民税県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける方	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法
所得税の確定申告をされない方	源泉徴収票を添付して市役所税務課へ提出
所得税の確定申告をされる方	所得税の確定申告とともに税務署へ提出

○地震保険料控除が創設されました(市民税・県民税)

近年多発している地震災害を受け、「地震災害に対する国民の自助努力による個人資産の保全を促進し、地域災害時における将来的な国民負担の軽減を図る」目的で、損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が創設されました。

地震保険料控除 対象：住宅や家財などの生活資産の地震保険料

控除内容	所得税控除限度額	住民税控除限度額
地震保険料契約に関する保険料の1/2	5万円	2万5千円
〔経過措置〕平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については、従前の損害保険料控除が適用されます	1万5千円	1万円
地震保険料と長期損害保険がある場合、地震保険料控除額と長期損害保険料控除額の合計	5万円	2万5千円

*短期損害保険料控除は廃止になります。

富来中学校 田森有理さん

「中学生税の作文」全国納税貯蓄組合連合会優秀賞を受賞

11月16日(金)、別府市のホテル「豊泉荘」で、平成19年度別府税務署・別府地区納税貯蓄組合連合会主催の納税表彰式が行われました。

国東市からは、国東町の萱島進さん(社団法人別府法人会副会長・大分県酒造組国東地区連合代表)と、武蔵町の宮迫ツヤ子さん(社団法人別府法人会女性部幹事)が別府税務署長表彰を受賞しました。

また、平成19年度全国税の作文の優秀作品の表彰も行われ、市内からは、11名が表彰されました。このうち、富来中学校3年の田森有理さんの作品「税について」は、見事全国納税貯蓄組合連合会優秀賞に輝きました。

その他の受賞者は次のとおり。(順不同/敬称略)

▶大分県知事賞・小崎きらら(富来中2年) ▶別府税務署長賞・長野夏海、日野満之(いずれも安岐中1年) ▶別

府・杵築・速見・東国東地区租税教育推進協議会会長賞・藤垣美紀(国見中3年) ▶社団法人別府法人会会長賞・池田圭介(安岐中2年) ▶南九州税理士会別府支部支部長賞・工藤果奈美(安岐中1年) ▶大分県酒造組国東地区代表賞・黒木美穂(富来中3年) ▶国東小売酒販組合理事長賞・丹田彩香(城崎中1年) ▶別府間税会会長賞・財前泉希(安岐中3年) ▶別府支部宅建業税務協議会会長賞・相部桃子(武蔵中2年)



▲別府税務署長表彰を受賞した萱島進さんと宮迫ツヤ子さん



▲全国納税貯蓄組合連合会優秀賞を受賞した「税について」を朗読する田森有理さん